

文 書 質 問

提出者 岩永やす代

質問事項

- 一 人口減少時代の都市計画について
- 二 環境アセスメントについて
- 三 有機農業を進めていくための方策について
- 四 インクルーシブ教育について
- 五 認可外保育施設の保育の質の向上について

一 人口減少時代の都市計画について

不動産バブルとも言える住宅の高騰は一般都民の住宅購入を阻み、さらに家賃の高騰も招き、子育て世帯を中心に賃貸住民も都内から近隣県に流出しています。都内各所で行われている再開発事業は、不動産バブルの一端を担っており、都の責任は大きいです。東京全体では人口が増加していますが、企業の撤退や一気に高齢化した団地から人口減少が始まっている地域もあります。また、コロナ以降働き方の変化も手伝ってオフィス需要に陰りが出て、古いビルを中心に空き室が増加するなかで、空に向かって伸び続けるタワーマンションや巨大オフィスビルなど、東京の床面積は拡大を続けています。今後確実に訪れる人口減少への対応が必要であり、巨大都市東京で上手にダウンサイジングを図る方法を模索しなければなりません。

1. 23区とそれ以外の地域それぞれの住宅戸数のストックについて、戸建て、集合住宅の推移、また空き家の推移についても伺います。現状の住宅ストックについてどのように捉えているか伺います。

回答

国の住宅・土地統計調査による、特別区及び特別区以外の地域の住宅戸数の推移並びに空き家数の推移は、以下のとおりです。

住宅総数は世帯数を大きく上回っており、住宅は量的には充足しています。

(単位:万戸)

調査年	住宅戸数				空き家数	
	特別区		特別区以外の地域(注1)		特別区	特別区以外の地域(注1)
	一戸建て	集合住宅 (注2)	一戸建て	集合住宅 (注2)		
平成25年	115	407	78	133	59	23
平成30年	112	437	81	134	57	24
令和5年	115	475	86	141	65	25

(注1)特別区以外の地域の戸数は、東京都の総数から特別区の総数を差し引いて算出

(注2)集合住宅の戸数は、長屋建て及び共同住宅の戸数の合計

2 事務所・店舗などの床面積の推移を見ると、この20年ほぼ一貫して増加していますが、区部で、オリンピックおよびコロナ真っ最中の2021年、22年は減っています。その後のデータはわかりませんが、高さ100m以上の大規模ビルが23年度17棟、24年度15棟竣工予定となっており、住宅だけでなくオフィスや商業施設の床面積も増えることとなります。未着工の計画もあるので、さらなる増加が予測されます。今後は、住宅もオフィスも過剰になるのではないかと考えます。人口減少を見すえて東京のまちづくりをどのような方針で進めていくのか伺います。

回答

オフィスの需要などは、社会経済の状況などにより変動するものです。

まちづくりは、都市の活力、防災、環境、景観形成など多様な視点から長期的に考える必要があります。

少子高齢化や人口減少が進行する中においても、高度な都市機能の集積や既存ストックを最大限活用し、活力とゆとりのある持続可能なまちづくりを進めていきます。

二 環境アセスメントについて

東京都の環境アセスメント制度は、大規模な開発事業などによる環境影響をできるだけ少なくするためのしくみです。残念ながら環境悪化への懸念から事業ストップを求めることはできず、悪化を減らすための配慮を求める手続きが数段階にわたって定められています。ところが、開発の用途や方法などの変化による新たな課題や、以前から指摘されながら未解決な問題など、アセス制度の改善が必要です。

1. 近年頻発する局地的豪雨への対応として、地下調節池の建設が進められています。さらに、地下河川まで事業化するとしており、巨大な河川施設を計画しています。ダムや放水路はアセス対象となっていますが、地下調節池は対象とはなっていません。地下調節池をアセス対象とすべきと考えますが、見解を伺います。

回答

環境影響評価の対象事業は、条例別表に掲げる事業で、その実施が環境に著しい影響を及ぼすおそれのあるものとしてその内容及び規模が規則に定める要件に該当するものとしています。

2 都内各所で再開発ラッシュが続いています。開発規模が大きくても、アセスが建物ごとに行われ、全体として環境影響がどうなのか評価されないことが多く、問題だと思えます。例えば、新宿駅周辺の再開発は、現在小田急デパートの建て替えが工事中で、建物の高さおよび延べ面積が対象となるため環境アセスが行われました。しかし、将来図にはほかの建物や線路をまたぎ東西をつなぐデッキも描かれています。すべての工事が完了するには長い時間がかかり詳細な計画も定まっていませんが、全体を見通したアセスメントについてどのように考えるのか伺います。

回答

都の環境影響評価は、原則個々の事業者の責任において行うものですが、規則で定める面積以上の市街地再開発事業については、事業区域全体としてアセスメントを実施することとなります。

また、環境影響評価は、技術指針に基づき、周辺地域の概況を把握した上で実施することとなっています。

3 前回文書質問で取り上げたGLP昭島プロジェクトにおけるデータセンターでは、エネルギー使用量が多いため莫大なCO2を排出するとともに、排熱量があまりにも多く、ヒートアイランドを引き起こすのではないかと住民が懸念しています。東京のような都市においては、かねてヒートアイランドが問題になっており、水や緑の配置や風の道など都市環境全体の対策に取り組んでいます。開発事業においても熱対策が必要です。環境アセスメントの手続きのなかで対策を求めていくためにも、評価項目に「排熱」の項目を設け、近隣の気温上昇がどのくらいになるか予測し対策を立てるべきと考えますが、見解を伺います。

回答

条例では、評価項目は、公害の防止、自然環境等について、規則で定めるもののうちから選択するものとしております。

4 CO2排出量が多いだけでは事業所がアセス対象とはなりません。建築物には建築物環境計画書制度でCO2削減に向けた省エネ性能をチェックしており、さらにZEBをすすめるなどしています。また、業務に伴う排出量はキャップ&トレード制度がありますが、業務開始後3年は総量削減義務の対象となりません。そこで、事業所の年間エネルギー使用量がある程度のレベル(例えばキャップ&トレードと同程度の原油換算1,500キロリットル以上)となる場合、その事業所をアセス対象とすべきと考えますが、見解を伺います。

回答

環境影響評価の対象事業は、条例別表に掲げる事業で、その実施が環境に著しい影響を及ぼすおそれのあるものとしてその内容及び規模が規則に定める要件に該当するものとしています

三 有機農業を進めていくための方策について

農業による環境負荷の軽減、生物多様性の保全に関する法律が成立され、この分野は国として大きな政策転換を図ることを余儀なくされている状況です。農業分野では、「みどりの食料システム戦略」が策定され、それを推進するために2023年7月にみどり新法(通称)が策定・施行されています。農業からの温暖化ガスの排出量をゼロにし、持続可能な食料システム構築に向けて、2050年までに有機農業の栽培面積を100万ha、全耕地面積の25%にすることを目標の一つとしており、また化学肥料や農薬の使用削減など、目標を達成するために、さまざまな施策が動いています。

1. 東京都において、具体的にどのような取り組みが行われているのでしょうか。有機農業の推進に対して、具体的にどのような施策をとっていますか。あるいは、その前提として有機農業の実態把握や調査を行っているのか伺います。

回答

都は、環境保全型農業の推進に向け、普及指導員による生産者の意識啓発や土づくり講習会等の技術指導を行うほか、化学肥料からたい肥や緑に転換する場合に経費を補助しています。2020年農林業センサスでは、都内の661経営体が、有機農業に取り組んでいます。

2. エコ農産物認証制度が始まって10年、その栽培は、どれくらい広がっているのか、推移を伺います。

回答

東京都エコ農産物の認証取得者は、令和6年1月1日時点で、466名であり、制度を開始した平成26年と比較して、約1.6倍に増加しています。

認証区分別認証者数では、「東京エコ25」は約1.8倍、「東京エコ50」は約2.8倍、「東京エコ100」は1.0倍となっています。

3. 有機農業の定義に「遺伝子組み換え技術を利用しない」ことが記されています。ゲノム編集技術についても利用しないことが求められると考えます。種子や苗についてこれらの技術に関する情報を農業者へどのように提供するのか伺います。

回答

遺伝子組換え作物及びゲノム編集技術を使った農産物等については、該当する作物名や名称などの情報が農林水産省のウェブサイトにて公表されています。

4. 全国でオーガニック給食の取り組みが進んでいます。東京でもオーガニック給食を求める声が多く寄せられていますが、実際に取り組んでいるところは、農業生産が盛んな自治体です。東京の場合は、地場農産物を有機農業に転換するとともに、それを学校給食で積極的に使っていくところから始めることが重要であると考えます。エコ農産物を学校給食に納入し、納入量に合わせて補助するしくみをつくるよう求めますが、見解を伺います。

回答

都は、学校給食に納入する農業者が出荷品目の拡大や出荷量の増大を計画する場合、出荷に

必要な機械を導入する経費の一部を補助しており、この中で、エコ農産物を継続的に出荷する農業者に対しては、補助率の上乗せを行い支援しています。

5 農業と生物多様性との関係についても近年大きな関心が寄せられています。農業生物多様性については、雑草草生栽培が生物多様性の保持に大きく貢献していることが評価されています。ネーチャーポジティブの実現に向けた動きの中でも、農業のあり方、農地の肥培管理のあり方が今、問われています。そのような観点から、都市農業において、農地の肥培管理のあり方を見直す、また雑草草生栽培の導入に向けた試験研究などを行う予定はないか伺います。

回答

都は、環境保全型農業を推進するにあたり、個々の農業者が栽培品目や周辺環境等に応じて選択した栽培管理方法に対し、普及指導員等による施肥技術や雑草管理の指導、助言等を行っています。

草生栽培については、栽培手法の一つであり、果樹栽培等で多く導入されています。

四 インクルーシブ教育について

生活者ネットワークでは、子どもの頃から障がいのあるなしにかかわらず、ともに育つインクルーシブな育ち・学びの環境づくりに取り組んできました。一人ひとりが違うことを前提に柔軟な対応をするためには、教職員だけでなく、子どもたちも含めて日頃からともに過ごすことで周囲の人たちの理解をひろげ、マニュアルにはない対応力を積み重ねていくことが大切なのだと思います。大阪府では、インクルーシブ教育を進めるために、特別支援学級に通う子どもたちができるだけ通常学級で学べる取り組みを先進的に行ってきました。ダイバーシティ、インクルージョンを標榜する東京都こそ、このような実践事例を学び、国に先立ってインクルーシブ教育を進めるべきです。ところが昨年文科省から、特別支援学級に在籍する子どもは、半分以上の授業を特別支援学級で学ぶようにという通知が出され、大阪のように独自に進められてきた取り組みがないがしろにされるのではと心配しています。

1. 障がいのある子どもたちが地域の公立学校通常学級で学べる環境をつくるためには、複数担任制やサポート人材を入れるなど学級運営にグループで関わるなど、通常学級で対応力をあげることが重要です。

ア. 今年度から、エデュケーションアシスタントが都内公立小学校すべてで配置できるように拡充されました。現在の配置状況と効果や課題について伺います。

回答

きめ細かな対応が求められる小学校低学年で副担任相当の業務を担うエデュケーション・アシスタントについては、現在、43地区で配置を進めています。

アシスタントが配置された学校からは、「子供の安心感につながった」などの評価を得ています。人材の確保に向け、都教育委員会は区市町村教育委員会にTEPROの活用を促しています。

イ. 医療的ケアが必要な子どもへの看護師の配置状況を伺います。公立特別支援学校とそれ以外の公立学校での医療的ケアが必要な子どもの在籍状況と看護師の配置状況(人数を含む)を伺います。

回答

令和5年5月1日現在、東京都における医療的ケアが必要な児童・生徒等が在籍する学校数は、公立特別支援学校42校、公立の小学校99校、中学校11校です。医療的ケアが必要な児童・生徒等の在籍人数は特別支援学校865人、小学校114人、中学校12人です。看護師の配置人数は特別支援学校607人、幼稚園及び小・中学校131人です。

ウ. 支援が必要な子どもたちへの専門的な対応が重要ですが、スキルを身につけるなどの教員研修は、東京都としてどのように行われているのか伺います。以下の職種別にお答えください。

a都立学校の教員

回答

都教育委員会は、採用1年次から3年次、11年次及び21年次の都立学校の教員を対象に、障害に関する理解や指導について研修を実施しています。

また、希望する教員を対象に、東京都教職員研修センターにおいて、より専門的な内容の研修を実施しています。

b市区町村立学校の教員

回答

都教育委員会は、区市町村教育委員会とも連携し、採用1年次から3年次、11年次及び21年次の区市町村立学校の教員を対象に、障害に関する理解や指導について研修を実施しています。

また、希望する教員を対象に、東京都教職員研修センターにおいて、より専門的な内容の研修を実施しています。

c都立特別支援学校の支援員・介助員

回答

都立特別支援学校に配置される学校介護職員に対しては、任用前に実施する肢体不自由児の介護の模擬実務や、初任者を対象とした肢体不自由児の理解等に関する研修のほか、経験の浅い学校介護職員を対象とした介護業務に関する基礎知識、基本動作に関する研修などを行っています。

d市区町村立学校の支援員・介助員

回答

区市町村立学校に配置される支援員に対しては、区市町村において研修を実施しています。

25月に都立あきる野学園を視察しました。療育や地域の農家と連携した農福連携の取り組み、就労支援に向けたプログラムや設備も充実していました。医療的ケアが必要な子ども一人ひとりにあわせた給食が提供されていたり、手厚い人員配置がなされています。あきる野学

園には西多摩地域の近隣6市から、約300名の子どもたちが通っています。スクールバスは16コース運行されており、医療的ケアの子どものための専用のバスが6コースです。このような専門的な療育・教育を地域の公立学校で実践することができたら、遠くの特別支援学校にバスで通うのではなく、地域の公立学校で学ぶことができるのではないのでしょうか。

ア. 都立特別支援学校の障がい別の在籍人数について、小・中学部・高等部別に過去5年間の推移を伺います。

回答

都立特別支援学校における障害種別の小学部、中学部、高等部の過去5年間の在籍者数については、以下のとおりです。

(単位：人)

		視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	知的障害	病弱	合計
小学部	令和2年度	76	247	1031	3303	61	4718
	令和3年度	72	252	1036	3453	95	4908
	令和4年度	74	242	1040	3665	70	5091
	令和5年度	68	241	1031	3909	68	5317
	令和6年度	68	243	1055	4278	93	5737
中学部	令和2年度	42	128	460	1722	39	2391
	令和3年度	37	119	492	1853	40	2541
	令和4年度	41	119	539	1921	52	2672
	令和5年度	50	118	545	2029	50	2792
	令和6年度	44	117	530	2135	50	2876
高等部	令和2年度	99	171	542	4532	20	5364
	令和3年度	99	183	488	4446	23	5239
	令和4年度	85	185	491	4585	19	5365
	令和5年度	76	174	487	4746	10	5493
	令和6年度	67	160	525	4900	24	5676

イ. 公立学校の特別支援学級の専門性など、地域での支援力の向上を支える都立特別支援学校のセンター的機能があります。公立学校との連携や対応力の向上を目的としていますが、これまでの取り組み実績を伺います。

回答

都立特別支援学校では、公立小・中学校及び高等学校に対し、巡回相談や研修会への講師派遣、医療的ケアに関する支援等を行っており、令和5年度には約11,000件の取組を実施しています。

ウ. 都立特別支援学校のセンター的機能を通常学級でも活用すべきと考えますが、今後はどのようにすすめていくのか伺います。

回答

通常学級に在籍する児童・生徒への支援も含め、区市町村教育委員会や東京都学校経営支援センターなどとも連携しながら取組を行っています。

五 認可外保育施設の保育の質の向上について

これまで、東京都でも待機児童問題への取り組みを加速し進めてきており、短期間に都内でたくさんの保育施設ができました。保育施設は認可保育所だけでなく、認証保育所、認可外保育所などさまざまな保育施設がありますが、どの保育施設であっても、子どもが毎日過ごす生活の場です。そこに土台として「安全」が担保されて初めて「安心」が生まれることで、子どもたちは日々さまざまなことにチャレンジしていくことができるようになるため、子どもの育ちは保育の質に大きく関わります。2022年11月に、多摩地域にある認可外保育施設で給食中の誤嚥による死亡事故が発生しました。この保育施設には、2022年2月に一般立入調査、6月には巡回指導が行われましたが、その際にはガイドラインやマニュアル整備も含めて指摘はありませんでした。しかし事故後の特別立入調査における報告からは、事故前にも2件の誤嚥事例があったことも指摘されており、そのことが全く活かされないまま3たび誤嚥事故が発生し、幼い命が失われました。未然に防ぐことができなかつたのか、大変悔やまれます。

1. 指導検査については、認可保育所、認証保育所、認可外保育施設それぞれの2023年度の実績と、どのように行われているのか伺います。

回答

都は、令和5年度に、指導権限を有する認可保育所(島しょ部を除く。) 2,671施設に対し234件、認証保育所436施設に対し62件、認可外保育施設921施設に対し259件の指導検査を実施しました。

指導検査では、施設を訪問して、帳票類や保育の実施状況等の確認、施設長や職員へのヒアリング等を行い、検査基準を満たしていない事項について指摘するなど改善に向け指導しています。その後も改善されない場合は、改善勧告等も含め厳正に対処しています。

2 認証保育所を除いた認可外保育施設の2024年4月1日時点の設置数と内訳、2023年度の開設・廃止状況について伺います。

回答

都に設置届を提出している認証保育所を除いた認可外保育施設は、令和6年4月1日現在で860施設です。その内訳は、ベビーホテルが194施設、院内保育施設が110施設、事業所内保育施設が359施設、その他施設が197施設となっています。令和5年度に、都に設置届を提出した施設は31施設、廃止届を提出した施設は69施設です。

3 2022年の事故を受けて2024年5月21日付で、東京都教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的検証委員会より「東京都教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的検証委員会報告書」が提出されました。その中では、救命救急講習の受講の促進や、誤嚥のリスクの高い食材等について周知をはかる、認可外保育施設の外部研修の充実や

研修に参加しやすい環境整備など、具体的な提言が行われています。報告書を受けて、都はどのように改善・対応していくのでしょうか。命にかかわる重要なことであるので、速やかに再発防止に向けた取り組みがなされるべきですが、都の対応を伺います。

回答

都は、令和6年5月の東京都教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的検証委員会からの提言を踏まえ、認可外保育施設の職員を対象とした研修内容を充実するほか、職員が研修に参加する際の代替職員の確保に要する費用の補助を拡充するなど、再発防止に向けた取組を進めています。

4. 報告書でも提言されていますが、認可外保育施設が、外部研修に参加しやすい環境整備は急務です。認可外保育施設には、多くの非常勤職員が保育に従事していることも指摘されています。東京都の研修はどのように行われているのか、現状と今後について伺います。

回答

都は、認可外保育施設における保育の質の確保・向上を図るため、常勤・非常勤を問わず、認可外保育施設の職員が保育理論、事故防止、事故対応などを習得できるよう、オンラインも活用しながらテーマ別に研修を実施するとともに、職員が研修に参加する際の代替職員の確保に要する費用の補助などを行っています。

今後とも、こうした取組を行っていきます。

5. 認可・認可外にかかわらず、保育施設には尊い子どもの命を預かる責務があり、すべての保育施設で安全対策を徹底する必要があります。保育の質を向上させるために、認可外保育施設自らの評価・検証について、都はどのように支援しているのか伺います。

回答

都は、認可外保育施設が指導監督基準への適合状況を自ら点検できる自己点検票を作成し、その活用を促しています。また、認可外保育施設が外部の専門家から施設運営の評価を受け、サービスの質の向上に取り組めるよう、福祉サービス第三者評価を受審する場合の経費を補助しています。

6. 今後、少子化が進むにつれ、認可保育所よりも先に認可外保育施設の数が増えることが予測されます。地域の保育施設の情報連携やネットワークに入っていない認可外保育施設も多く、認可外保育施設を孤立させないための取り組みが必要です。自治体の協力が欠かせないため、東京都、自治体、認可外保育施設を含めた地域の保育施設が日頃から協議したり相談できる体制が必要ですが、見解を伺います。

回答

都は、認可保育所の園長経験者や、行政機関で社会福祉施設の指導業務に従事した経験がある職員で構成する巡回指導チームを編成し、認可外保育施設に対して、年1回以上、保育内容等の指導・助言を行っています。

また、認可外保育施設を含む保育所等の巡回指導に取り組む区市町村に対して事業実施に必要な経費を補助しています。